

The guardians of Rights

CHKUSHI
Law Office

2004
夏
21 YEARS-SUMMER

Directed by Shinichi Fujimoto

炭鉱夫じん肺訴訟の全面

筑豊じん肺最高裁

勝利確定

2004
4.17
判決

弁護士
稲村 晴夫

本年4月17日、最高裁判所は筑豊じん肺訴訟について、国と日鉄鉱業の上告を棄却する旨の判決を言渡した。これによって、18年余の長きにわたって闘われてきた訴訟は原告らじん肺患者の全面勝利に終わった。

判決直後の最高裁前では「国に全面勝訴」、「日鉄に5度目の全面勝訴」の旗出しが行なわれた。勝利の旗を高く掲げた二人は昨年5月に当事務所を独立し、現在春日市で開業している伊黒弁護士であった。

私にとっては、我が国で初めての炭鉱夫じん肺訴訟であった長崎北松じん肺訴訟に取り組んでから実に25年目に臨むことのできた炭鉱夫じん肺全面勝利の判決であった。

我が国で最大の職業病であるじん肺を根絶することを目指すじん肺裁判闘争は1970年後半ころから始まった。

1979年に弁護士となった私は、同年秋に提訴された北松じん肺訴訟に参加した。

この訴訟は、長崎地裁佐世保支部で勝訴したものの、福岡高裁で逆転敗訴し、更に最高裁で逆転勝訴。差戻審の福岡高裁で勝利が確定するという波乱に富んだ、まさに死力を尽くした闘争となった。この闘争に16年の年月を要した。私にとっては初めて取り組んだ集団訴訟であったが、共に闘った弁護士はもちろんのこと原告・遺族・支援者らとの交流を通して実に多くのことを教えられた。怒り・涙・喜び・合宿・東京での宣伝行動・全国キャラバンなど思い出は

尽きない。私にとっては生涯忘れられることのできない事件である。

この長崎北松じん肺訴訟の二審判決を受けて福岡地裁飯塚支部に提訴されたのが筑豊じん肺訴訟である。長崎北松じん肺訴訟は最高裁で逆転勝利したものの、時効の壁は突破できず、国の責任問題も残っていた。

弁護団は国の責任を明らかにし、時効の壁を打ち破るべく全力を注いだ。

その結果、2001年7月の福岡高裁判決において、遂に国の責任を認めさせ、時効の壁も打ち破るという画期的判決を勝ち取ることができたのである。

今回の最高裁判決は、この福岡高裁判決を正当なものとして認めたものである。

長年にわたる国のじん肺施策が「著しく不合理であった」とする判決は、今後じん肺根絶のための国の施策を求める運動の大きな武器となるだろう。

筑豊じん肺の勝利は、1970年代から全国各地で闘われてきた数多くのじん肺訴訟の成果の上に勝ち取られたものである。

じん肺裁判を闘った数多くの弁護士、じん肺患者とその家族、支援者に心からお礼を申し上げるとともに、この画期的な勝利判決を、じん肺で亡くなつていった名もなき多くの炭鉱労働者に捧げたい。



写真中央・伊黒忠昭弁護士



Summer Version



青山地建株式会社
福岡県知事(8)6156

代表取締役社長

青山 博秋

〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北2-4-6

電話 092-924-4111

info@aoyamackn.co.jp

(社)つくし青年会議所 監事

(社)福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部

実務推進委員長・青年部長

相談した私達の 要望やその根底を 深く捉え、 的を得た解決策を 提示。

● 昨今、インターネットやメール、携帯電話等の普及にともない、驚くほどグローバルに、しかもタイムリーなコミュニケーションが取れるようになりました。しかしその反面、私達現代人は意外に正確な意志伝達というか、充分な相互理解を取れない事もあり、それらのストレスを敏感に感じる場面が多いのではないのでしょうか？

私の仕事は地域の不動産業です。少々ローカルな話で恐縮ですが、例えば、お客様が「太宰府市の高雄付近でお部屋を探して欲しい」とこ来店されたとします。すると担当者が単純に、高雄付近の物件のみをピックアップし、お客様に提示する。ところがお客様の要望に合うものが無い。お客様は諦められ、「また来ます」と帰られる。そんなケースです。よくよく後から理由を聞くと、筑豊の飯塚へ行くのに、米山峠を越えていけば便利だろうと考え、高雄付近と指定しただけだったのです。この事を最初の段階で担当者が理解していたら、冷水峠を使って、美しが丘、という選択もあり、他の数多くの物件を最初から提示できていたはず。しかしながら結果として、そのお客様は失望され、担当者も契約のチャンスを逃してしまふ。この

ようなコミュニケーションの欠落は、例え対面している相手であっても、例え職場や家庭の中でさえも、よくあることではないでしょうか。又、この為に双方にとって大きな損失を生み出しているとも言えます。

その点、ちくし法律事務所の先生方は、相談した私達の要望やその根底を深く捉えていただき、的を得た解決策を提示いただいています。単なるコミュニケーションなのでしようが、結果としてこれは大きな差を生み出しかねない、今、最も重要なスキルだと感心させられるのです。実際に、他の弁護士事務所で尋ねたものと違う回答が得られた事も多々あります。最近、「コーチング」という言葉がもてはやされていますが、これもやはり傾聴能力や質問スキル、要は、相手を存分に理解したいという意識が、あらゆる可能性を生み出すものとして、注目されている証拠だと感じます。

今後、社会生活が益々複雑となり、簡単に理解できない事柄も数多く見受けられると思いますが、ちくし法律事務所の皆様には、これからは是非、**私達市民のよき理解者、目つオーソリティーである事を、引き続きお願い申し上げます。**



Reliable
Brain

弁護士

浦田 秀徳

Hidenori Urata

● 疲れたときに効く、座右の銘を2つ。

もともと地上に道はない。歩く人が多くなれば、それが道になるのだ(魯迅)。

もし切実な要求があり、その欲求が本当に光へのものなら、光への欲求こそがそれを生み出すのだ。注意力の努力がある時には、切実な要求がある。…幾年かどんな結果ももたらさないと感じられる時も、ある日、それらの努力に正確に対応した光があふれ出して魂をみただらう(シモーヌ・ヴェイユ)。

弁護士

吉野隆二郎

Ryujiro Yoshino

● 私が事務局長をしています有明海の漁業被害に関する原因裁定申請事件につきましては、6月14日で証人尋問も終了し、次回の10月18日で結審の予定です。また、よみがえれ！有明海訴訟の仮処分の方も昨年12月に事実上の結審をし、決定を待っている状況です。その一方で、諫早湾干拓事業の工事は着々と続けられていますし、ノリなどの漁業被害も毎年のように起きています。この問題の解決への道筋を早期に切り開くための努力をこれからも続けていきたいと思っています。



提供:ひろせ事務所



2004
暑中お見舞い
申しあげます
夏



ホロコーストを決めたヴァンゼー会議記念教育館

● 社会が非行少年にどのように取り組んでいるのか、ドイツとイギリスに調査に行きました。雪舞うミュージンでは、ブリュッケ(社会と少年のかけ「橋」という民間団体が、少年の就職先を探し、また被害者への謝罪に付き添います。花咲くロンドンでは、様々な職業の人が、少年の生い立ちや環境などについて調べ、少年を社会に戻すために知恵を絞っています。さて、日本では、長崎での悲しい事件が繰り返されないように「心の教育」が叫ばれています。でも、本当に必要なのでしょうか。多くのお母さんたちと話をしてみたいなと思っています。今夏です。

● 薬害肝炎九州訴訟にはたくさんの方々が支援の活動をしています。C型肝炎に苦しむ患者さんのために、真摯に、そして、とても元気に活動しています。「私が大学生のころはどうだっただろうか・・・」時々そう思わずにはいられません。学生さんの中には、将来弁護士を目指している学生さんも少なくありません。彼らの先輩として恥ずかしくないように、私も張り切る毎日です。

弁護士

迫田登紀子

Tokiko Sakoda

弁護士

徳田 宣子

Noriko Tokuda

STAFF NEWS

2004.Summer
オリンピック
といえば…

感動した事といえば、
バルセロナオリンピックの
開会式、
アーチェリーの名手による
矢交での聖火台点火。
原田

史上最年少(13才)で
パラリンピック競泳代表に
選ばれた山田拓朗くん。
応援してるよ！
入江

近頃は
種目が増えて
競技がいっぱい…
今回は主要な
種目以外にも
注目して
応援頑張ります
山下

女子バレーオリンピック出場
おめでとう。
生き生きとはじけたプレー
期待しています！
川波

頑張れ日本！
開演会で観戦してみたい

古賀

初めて憧れたのはシャネット・リン、
コマネ選手。夢中で見ていた。
さて今年はどう楽しみである。
行田

普段スポーツとは縁遠い私ですが、
4年に1度私もスポーツを！
とやる気がでます。
佐々木

やっぱり期待は柔道。
谷高選手はもちゃん、
数多くの一本勝ちを見たいなあ。
喜不足覚悟です！
重松

ビール片手に熱く応援するぞ。
より高く、速く、美しく感動と興奮を。
がんばれニッポン!!
原



あなたが困っている

いろいろな問題を
解決致します。

※顧問・紛争予防に關しては別途、御相談
お受け致します。

◆不動産トラブル

- 不動産取引をめぐる問題
- 契約書作成をめぐる問題
- 借地・借家をめぐる問題

◆金銭トラブル

- 金銭の貸し・借りをめぐる問題
- 自己破産・負債整理をめぐる問題
- 代金の不払い・回収をめぐる問題
- 手形・小切手をめぐる問題

◆賠償問題

- 建物の建築をめぐる問題
(欠陥住宅等)
- 損害賠償をめぐる問題
- 交通事故をめぐる問題
- 保険金請求をめぐる問題
- 環境・公害をめぐる問題

◆家族問題

- 夫婦・親子をめぐる問題
- 相続・遺言をめぐる問題

◆その他

- 企業倒産をめぐる問題
- マンションをめぐる問題
- 消費生活をめぐる問題
- 労働関係をめぐる問題
- 労働災害をめぐる問題
- 土地収用・区画整理をめぐる問題
- 刑事事件と人権をめぐる問題

ちくし法律事務所

☎092-925-4119

FAX092-925-4127

受付時間 9:00~17:30 土・日・祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net



http://www.geocities.jp/chikushi_lo/